

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 6 月 定 例 会 ——

令和4年6月16日（木）

開 催 日 時 令和4年6月16日（木） 午後2時00分～午後3時50分

開 催 場 所 大会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
山口有紀子 委員
丸山憲子 委員
青木雅代 委員

説明のための出席者 白倉克彦 教育部長
岡崎奈緒子 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
豊田剛志 指導主事

書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍 聴 者 2名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会6月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は青木委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（9）、議案第7号及び第8号は、人事案件または個人の

プライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

(事務局報告事項)

○古川教育長

はじめに、事務局報告事項を行います。

(1) 新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(1) 新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。

資料はございません。

先月の定例会での報告以降、令和4年6月14日火曜日までに、公民館に勤務する職員1名、市立学校に勤務する教職員6名の感染が確認されました。

また、市立学校に在籍する児童・生徒についても、複数の感染が確認されました。

濃厚接触者については、保健所による調査や国の基準に基づく確認などを行い、適切に対応しており、学校では、状況に応じて学級閉鎖を行いつつ、感染防止対策を徹底した上で教育活動を継続しております。

なお、新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりませんが、感染が報告された教職員及び児童・生徒が在籍する学校の保護者には学校の対応について周知しております。

引き続き、事務局、学校ともに、基本的な感染症予防策及び健康管理の徹底を図り、感染防止対策に努めてまいります。

○古川教育長

次に、(2) 小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(2) 小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況につ

いてを報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

学校保健安全法第20条の規定により、感染症の予防上必要があるときは臨時休業を行うことができることとなっておりますので、市教育委員会では、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づいて、同一学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合に学級閉鎖とするなどの対応を講じております。

令和4年度における6月14日火曜日までの市内市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で10校、延べ25学級でございます。中学校の臨時休業はございませんでした。

各学校には、情報を提供するとともに、小平市立学校版感染症予防ガイドラインに定める感染症対策の徹底を図ったところでございます。

○古川教育長

次に、(3)新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校の対応について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(3)新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校の対応についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

小平市立学校における新型コロナウイルス感染症の対応については、「小平市立学校版感染症予防ガイドライン(令和4年4月4日版)」に基づき、徹底した感染症予防対策と児童・生徒の学びの保障との両立に取り組んでまいりました。

これから夏季を迎えるにあたり、熱中症対策等の児童・生徒の健康を最優先にした対応が一層重要となること、また、厚生労働省及び文部科学省からマスクの着用についての考え方や留意点について示されたことを受け、6月7日に本ガイドラインを改訂いたしました。

主な改訂内容といたしましては、学校の教育活動において、マスクの着用が基本的な感染症予防対策であることには変わりはありませんが、屋内・屋外における身体的距離を確保できないものの、会話をほとんど行わない場合のマスクの着用の考え方が明確に示されましたので、その内容を本ガイドラインに明記いたしました。

各学校においては、本ガイドラインに基づき、引き続き感染予防対策を講じた上で、教育活動を進めてまいります。

○古川教育長

次に、(4)市議会6月定例会について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（４）市議会６月定例会についてを報告いたします。

市議会６月定例会は、６月７日から６月３０日までの会期により開会中でございます。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。

資料№.３をご覧ください。

市議会６月定例会の初日である６月７日に、先の教育委員会で議決をいただきました、「令和４年度小平市一般会計補正予算（第１号）」が、全会一致により可決されました。

また、緊急質問が１件提出されました。

翌８日から１０日までの３日間には、一般質問が行われました。一般質問は２５人の議員から５９件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、２１件ございました。

１３日に総務委員会が開催され、先の教育委員会で議決いただきました、「令和４年度小平市一般会計補正予算（第２号）」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

翌１４日に生活文教委員会が開催されましたが、「採択された請願第４号「本の宅配貸出サービスを要介護１以上の方に限定せず、様々な理由で来館が困難な方にも拡大することについて」の実施を求めることについて」の請願につきましては、同日に取り下げられました。

６月３０日の本会議最終日にて、「令和４年度小平市一般会計補正予算（第２号）」の議決がなされる予定でございます。

なお、閉会中の５月２５日に開催された生活文教委員会において、「市立小・中学校における新型コロナウイルス対応について」の事務報告を行いました。

○古川教育長

次に、（５）小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（５）小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正についてを報告いたします。

資料№.４をご覧ください。

本件は、東部地区の児童・生徒の増加に対応するため、調整区域の設定及び解除等を行うもので、昨年１２月の教育委員会定例会で報告いたしました内容に関連するものでございます。

改正の内容でございますが、一つ目といたしまして、現在設定している花小金井２丁目における小平第五小学校との調整区域、花小金井２丁目及び３丁目における花小金井南中学校との調整区域を令和４年１２月末日で解除いたします。

二つ目といたしまして、花小金井南町１丁目３番１１号及び１６号のシティテラス小金井公園において、令和５年１月より小平第五小学校を選択できる調整区域を設定いたします。また、本調整区域により、小平第五小学校へ指定学校の変更の許可を受けている場合でも、入学する中学

校は指定学校である花小金井南中学校とする規定を設けます。

三つ目といたしまして、花小金井南町1丁目3番について、表記を建物名から住居番号へ改めます。

施行期日につきましては、令和5年1月1日を予定しております。

○古川教育長

次に、(6) 令和3年度小平市立公民館事業実績について、説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(6) 令和3年度小平市立公民館事業実績についてを報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

令和3年度、公民館におきましては公民館事業計画に基づき、全館で様々な講座を実施するとともに、講演会、音楽会等を開催いたしました。令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、市民の皆様が自主的に学習するきっかけづくりや活動の場を可能な限り提供するとともに、学習活動を通じた地域の交流やコミュニティづくりを支援してまいりました。

資料の1ページの概説に各事業における取組を、4ページ以降は講座や講演会等、具体的な事業の実績や利用状況等を記載しております。

詳細につきましては、季高中央公民館長から説明させます。

○季高中央公民館長

資料No.5の令和3年度小平市立公民館事業実績につきまして、1ページから3ページの概説を中心にご説明いたします。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年4月28日から5月11日まで臨時休館したほか、予定していた事業の一部を中止、変更いたしました。全国公民館連合会のガイドラインなどを踏まえ、可能な限り感染対策を講じて事業の実施に努めました。

はじめに、1ページに記載の講座・学級でございますが、令和3年度、公民館11館におきまして、129コース、453回の講座・学級を実施いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、14コースを中止し、そのうち2コースは内容を見直しての実施となりました。講座などの応募総数は3,782人、受講者数は2,035人。うち、中央公民館2コース、分館4コースの合計49名はオンライン会議システムによる受講となりました。

(1) から(7)までの地域支援、防災・生活安全、健康づくりなどの講座・学級につきましては、令和2年度に中央公民館及び各分館の事業企画委員会において企画され、令和3年度に開設されたものでございます。

(1) の地域支援講座においては、市民の教養や知識の向上を図るとともに、地域課題や地域連携など幅広いテーマを学習内容として実施いたしました。

(4) の子育て支援講座においては、子育て中の親への育児に関する学習支援、孤立の解消や

仲間づくりの提供などを目的として幅広いテーマで実施いたしました。

(5) のジュニア講座においては、小・中学生を対象として、体験学習を通じて、仲間づくりや交流の促進、知識の向上、興味・関心のきっかけづくりとなる講座を実施いたしました。

そのほか、防災・生活安全講座、健康づくり講座、シニア講座、文化・教養講座のほか、なかまちテラスLINKS講座、パソコン講座、けやき青年教室、国際理解講座などを実施いたしました。

続きまして、2ページに記載の講演会・音楽会等でございますが、中央公民館や一部の分館において、講演会・音楽会を実施し、ふだん公民館に足を運ばれない方にもご来館いただき、新たな利用者層を開拓する視点から開催をいたしました。

なお、どなたでも参加できる音楽会「みんなでつくる音楽会 in 小平2021」は、実行委員会と開催に向けて調整を重ねた結果、無観客での開催とし、ホームページ上で動画や画像を公開いたしました。

続きまして、同じく2ページに記載の公民館まつりでございますが、例年、公民館で活動しているサークルの学習成果を発表する場として、また、利用者や地域住民との交流の場として各公民館で開催しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、分館9館においては中止、仲町公民館においては展示中心のイベントを開催いたしました。

また、中央公民館においては、公民館主催講座の取組や受講者の作品や成果を展示、発表する場として、また、市民に公民館の様々な活動を周知する機会として、オール公民館まつりと同時に、主催講座学習成果発表展を開催いたしました。

続きまして、3ページに記載の土曜子ども広場「友・遊」でございますが、子どもの居場所づくり事業として、公民館を利用するサークルや地域のボランティアの方々が講師となり、日頃の学習成果を生かしながら、様々なメニューやレクリエーションを提供いたしました。

以降、4ページから20ページは、講座等の各種事業の実績でございます。また、26ページ以降は、公民館の利用状況を記載してございます。

令和3年度における全11館の利用者数は24万4,452人。令和2年度が18万1,004人。対前年度比6万3,448人の増でございました。

○古川教育長

次に、(7) 令和3年度小平市立図書館事業統計について、説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(7) 令和3年度小平市立図書館事業統計についてを報告いたします。

資料No.6をご覧ください。

まず、統計の構成ですが、前半1ページから16ページまでが蔵書及び利用状況など、各種の業務統計を記載しており、後半17ページから35ページまでが累積の統計となっております。36ページ以降は、講演会や講座、おはなし会、展示など、各種行事の事業実績を記載しており

ます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月28日から5月31日まで休館し、予約資料の貸出し等にサービスを限定していたことから、事業内容及び統計データに影響が生じております。

詳細につきましては、利光中央図書館長より説明させます。

○利光中央図書館長

それでは、令和3年度小平市図書館事業統計について、ご説明いたします。

まず、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月28日から5月31日までを臨時休館とし、予約資料の貸出し等にサービスを限定して窓口を開設していたことにより、統計上も様々な影響が出ているところでございます。

1 ページをご覧ください。

(4) 所蔵資料集では121万6,000冊と、昨年度から約8,700点減少しております。

4 ページをご覧ください。

(2) 開館日数でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館としたため、4月の開館日数は少なくなっております。5月の開館日数はゼロ日となっております。

5 ページからは月別の登録者数・貸出者数などのデータを載せてございます。臨時休館中でも利用登録や予約資料の貸出しは行っておりましたので、休館中の5月にも実績の数値が入っております。

6 ページ、7 ページが月別館別資料貸出資料数でございます。7 ページの右下のほうでございますが、貸出資料数で年度計で135万808冊となっております。前年度比で20万6,512冊増加しております。

12 ページには、リクエスト件数の記載がございます。リクエストにつきましては、令和2年度よりも休館期間が短く、予約のリクエスト本の受け取りは継続して行ってまいりましたので、件数が増加をしております。

後半の36 ページ以降には、講演会、講座及び展示等の事業の実績の記載をしております。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となったものもございまして、展示などを中心に開催をしたり、人数制限や換気などの感染症対策を立てて音訳者講習会などを開催するなど、自主行事については、開催を絞って実施をしております。

また、オンラインでの講座やイベント、なかまちテラスティーンズ委員会のリモート開催など、コロナ禍ならではの取組も継続して行ってきたところでございます。

○古川教育長

次に、(8) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（８）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。
今回報告いたします承認事業は、資料No.7のとおりでございます。
詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、本日報告いたしますのは6件でございます。
うち、新規申請は1件ございまして、受付番号17、創価大学パイオニア吹奏楽団、第46回定期演奏会です。創価大学パイオニア吹奏楽団が主催する事業で、演奏会の開催を通して勇気と希望や感謝の気持ちを音楽で伝えたいとの趣旨で、ルネこだいらを会場に実施され、同時にオンラインで配信することで、より多くの観覧者に音楽に触れる機会を提供するものでございます。
そのほかの5件は、例年もしくは過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○丸山委員

コロナの感染状況に関して、修学旅行や、遠足、移動教室等は滞りなくできていたかどうか、状況を教えてください。

○松田指導主事

現在、移動教室、修学旅行等は、計画どおり実施しております。

○古川教育長

校外学習も全てですか。

○松田指導主事

校外学習も全て予定どおりでございます。

○丸山委員

ずっとそういう活動ができなかったもので、子どもたちにとってすごく貴重な体験ができてよかったと思います。

もう1点、コロナウイルス感染症に関して、感染予防対策等でガイドラインも多少変わっていますが、学校のプール授業もマスク等の関係で、昨年よりも実施できるようになっていますか。

○古川教育長

プール授業のときのマスクの着用についてということによろしいでしょうか。

○丸山委員

それと、開催数です。

○松田指導主事

水泳の授業に関してでございますが、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、人数を制限して各校で実施いたします。

マスクの着用につきましては、水の中に入っているときには着用しないということは、昨年度から徹底しております。また、マスクの取扱いにつきましては、各校で工夫いたしまして、マスクを入れる袋を用意していただく、または、置く場所を管理するように指導する工夫もされております。

また、夏季休業中の水泳指導に関しましては、こちらは気温、熱中症対策、また安全対策等の困難な状況が予想されることから、小平市立学校全てで今年度中止と各校に通知しております。

○市川教育総務課長

学校プールの運営状況について、補足いたします。

昨年度から、プールが故障して使えない状況にありました小平第十二小学校につきましては、バスで児童を送迎する形で民間施設を活用して、6月6日から予定どおり授業を実施しております。

○丸山委員

やはり、水難対策として、プール授業はとても重要だと思いますので、ぜひコロナ対策をして、積極的にしっかりと実施していただきと思います。熱中症など、待っている間に体調を崩すということもありますので、十分に気をつけて指導していただきたいと思います。

○古川教育長

はじめにコロナのことが出ましたので、コロナ関係で何かほかに質問やご意見等がありますか。

○山口委員

コロナ対策全般に関してお願いします。

私たちも、先月から今月にかけて各中学校で行われた体育大会を視察させていただきました。学校行事、修学旅行等も通常の形に戻ってきているという報告を今聞いて、よかったと思っています。

体育大会では、縮小して学年別で行った学校や、感染症発生前に近い形で全学年お昼を挟んで

午後まで実施した学校など、いろいろな形がございました。管理職の方にとっては、どちらも大きな決断だったと思います。

こういった大きな決断が、校長を初めとする学校判断に任されているという現状の中で、先生の価値観の違いによって、学校ごとにできる範囲に違いが生じることはあまり好ましくないと感じています。

特に、感染症発生前の状況に積極的に戻っていったケースについて、行事後の感染者の推移や、通常の状態に戻すにあたって留意した点、有事の際の対応について細かく各校で分析し、情報交換をしていただきたいと思います。もちろん感染防止は最優先ですし、それぞれの学校の実情に沿った判断をしていただくことが大前提ですが、今後全体としては、足並みをそろえていただくと良いと思います。校長先生の性格によらず、積極的に元に戻していくという方向が良いと思いますので、積極的に戻した場合に感染状況がどうなったかなどを校長先生方の中で、ぜひ情報共有していただいて、全体的に制限を緩和する方向にしていきたいと思います。

ガイドラインも改訂されています。先生によって、授業の展開に違いがあるということは学校訪問などでも散見されますので、どこまで通常の状態に近づけて大丈夫なのか、感染対策をどう工夫して通常の状態に近い授業が実現しているのかをぜひ積極的に情報共有していただいて、最小限の制限で学校生活が送れるようにしていきたいと思います。

以上、要望です。

○古川教育長

何か事務局でコメントはありますか。

○岡崎教育指導担当部長

委員がおっしゃったとおり、運動会、体育大会の形は各校で違っていったと思います。その後の感染者数は、事務局でも気にして推移を見ておりましたが、縮小型といえますか、学年別にされた学校とほとんどコロナ発生前のやり方に戻された学校との間で感染者数が大きく変わるという状況は見られませんでした。

○山口委員

そうした状況でしたら、戻す方向でご支援いただけるといいと思います。

○青木委員

資料No.2の感染症予防ガイドラインについて、今回、マスクの着用について大きく変わったと思いますが、着けなくてもいいと言われても、着けている子は多いと思います。

一時期、マスクというと必ず不織布と言われておりましたが、不織布のほうが呼吸が苦しくなるような気がします。不織布をつけるようにという案内を変更していないので、不織布でなくてもいいという案内があればいいと思いました。マスクを外してもいいといっても、外せない子も

いるという話も聞きます。マスクといえば不織布というのが広まっており、そういう指導もあったかと思います。それについても考えていただくと、マスクの着用についても、季節柄もう少し子どもが楽になっていくのではないかと思います。

5ページの給食についてです。もう2年近く黙食ということで、子どもたちが静かに食べている様子を学校で何度か目にしています。食事が味気ないものになっていくというか、それが当たり前だと思えるような食事の体制が、見ていて少し悲しい感じがします。食事の時間にみんなで話していいとまではいきませんが、もう2年間も同じようにしていますので、食育と結びつけて、食事は楽しいものだと思えるよう、食事の時間の過ごし方についても、もう少し、ほかの行事と同じように何か対応を考えていけたらいいのではないかと思います。

9ページの学校行事の職場体験についてですが、これはコロナ禍になってから行われていないと思います。今後も中止ということですが、どのような状況になったら再開できるとお考えなのか。やはり、中学校の時期においてとても大切な体験だと思いますので、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

10ページの登校の判断のところに、感染が不安で休ませたいという相談があった場合、とありますが、感染者が随分減っていても、やはり不安を抱えているご家庭の方やお子さんが出て、お休みされていると思います。こういう子たちがどれくらいいるのか、そういう子たちの授業の対応は各校でどのようにされているか、分かれば教えてください。

○古川教育長

1点目は要望でよろしいですか。

○青木委員

要望です。

○豊田指導主事

2点目の職場体験の再開についてでございます。今のところ見通しを立てることはできないものの、今年度末に事業所等と確認をしながら、次年度できるかどうかを再検討したいと考えております。受入体制の会議も今年度と昨年度は行っておりませんでしたので、できる限り職場体験ができるような形を検討してまいりたいと思います。

○古川教育長

3番の数は分かりますか。

○豊田指導主事

新型コロナウイルス感染症に関わる欠席の状況ですが、欠席者の数等については、現在把握はしていません。ですが、つながりを大切にするために、学校は子どもたちに連絡をしていると

いう状況はございます。

○青木委員

欠席している子たちは、継続的に欠席していると思います。もちろん連絡を密にとっているということですが、授業等については、オンラインを使っている、課題をやっているなど、どのような状況か分かれば教えてください。

○豊田指導主事

欠席者へのオンラインの学習でございますが、各学校の実態に応じて、できる限り保護者とも協力しながら行っている学校がございます。ですが、全ての学校が対応できるものではございません。事例といたしましては、朝の時間に先生とビデオ通信等を行って、当日のスケジュールの確認や学習内容を連絡する。または、状況によっては教室の様子を映しながら授業を行っているという学校もあると捉えております。

○青木委員

今、一人1台の学習者用端末がありますので、そういうものを利用して、授業を教室で受けているのと同じような状況がつかれると思います。そういうことがより多くできるといいと思います。

○古川教育長

あと、コロナ関係はありますか。

○三町教育長職務代理者

実際の運用とも関わるのですが、ガイドラインの改訂については、マスクに関わることだけを変えたと理解していいのでしょうか。ほかのところでも若干表現が変わった、対応が変わったといったことがあるならば、前回とどこが違うのかを具体的に教えてください。

○松田指導主事

3ページ目のマスクの着用につきまして、文部科学省の通知を受けまして、3ページ、4ページの箇所を追記しております。

また、それ以外のところにつきましては、文言として細かな調整は行っていますが、内容としての変更は、基本的にはございません。

○三町教育長職務代理者

やはり、マスク関連のみで、あとは少し表現が緩くなったといったことはないということですね。

私も職場体験について聞きたいと思っていました。9ページの(6)のイ、以下の学校行事や取組等は中止するという事で、職場体験が入っていますが、これはいつの段階で作られたものなのか。

○松田指導主事

こちらを追記したのが、前回の改訂の際の令和4年4月4日版の中で、学校行事等は中止するという事で明記いたしました。

○三町教育長職務代理者

新年度が始まった時点から、もう今年度はやらないという姿勢を示したということであり、先ほどの説明で、来年度からについては再検討するという事でよろしいのでしょうか。

今の感染状況を考えれば、準備さえできれば、今年実施しても何ら問題ありません。感染状況は問題ないにもかかわらず、やらないということを実事実上言っているわけです。2年生が体験の機会を失ってしまうのです。これは、教育的な価値があってやっていたものを、今は大丈夫なのに準備ができないからやらない。本当に準備できないのかどうか。やはり積極的に変えられるものは早く変えて、教育的な意味があるものを失ったわけですので、早く取り戻す努力はするべきだと思います。単に1年間待とうという発想は少し気になりました。できる学校があるならばやってもいいのではないかという気持ちでいます。今年度中止という言い方は、どうにも納得できませんので、ぜひ再検討いただきたいと思います。

○古川教育長

ご要望でよろしいですか。

では、コロナに関しては、あとはよろしいでしょうか。

では、4番から8番までの中で、何かご質問、ご意見等ございましたら。

○山口委員

資料No.3、市議会定例会の質問についてです。

緊急質問1番のところで、質問の内容がAさんという個別の内容についての質問であるのに対して、教育委員会からの答弁は具体的な事実関係については守秘義務がありますという答弁で、第三者から見て、かみ合っていないと感じます。これでは私たち一般の市民から見て、教育委員会の誠意が足りないように映ってしまう可能性もあるのではないかと感じるのですが、具体的な説明ができない理由をご説明いただけますでしょうか。

○安部地域学習担当部長

答弁は一貫して守秘義務ということで、非常に分かりづらい表現になっておりますが、なぜそうなったかを申し上げますと、質問内容は、人事、労務管理上の案件でございまして、対象の方

ご本人と協議を継続している状況にあるということ、また、詳細な説明をした場合に、個人情報に関する話などもしなければならなくなってしまうことから、今回、守秘義務ということで答弁を差し控えたものでございます。一般的な話については答弁申し上げているわけでございますけれども、この質問で、Aさんの詳細なお話に触れるということではできなかったというところでございます。

○古川教育長

山口委員、よろしいですか。

○山口委員

この当事者と該当する部署の中では適正にコミュニケーションがとられていて、その上で私たちに見える部分では、守秘義務という個人の権利を守るための情報ということで理解しました。

これと同じような印象を質問内容の16番についても受けました。おそらく、質問者の方は個別の事案についてのイメージがあつての質問だと思いますし、それに対して、市からの答弁は、守秘義務があり、一般的な範囲にとどまるのが限界であるということは、先ほどの説明を聞いてよく理解できました。

この件に関しましては、教育委員会事務局の皆さんが当事者の方とも密に連絡を取りながら、適正に対処、対応、調査をしてくださっているということは、私どもも逐一報告を受けており、しっかりやっけていただいていると私たちは理解していますが、この事態について全く状況が分からない第三者の方に断片的に情報が出る場合に、守秘義務や個人情報ということで詳細な説明がなかったり、一般論に終始したりすると、第三者には市に誠意がないように見えてしまうことがあるのではないかと印象を受けます。守秘義務や個人情報、学校現場ですと感染予防対策、感染防止といった言葉は、その守るべきラインに関して、市役所の中では十分に吟味されていて、共通の認識があるものだと思いますが、私たち一般の市民から見ると、ともすれば、それが隠れみののような形で都合よく使われてしまう言葉なのではないかという感覚も実はあるのです。ですから、守秘義務や個人情報ということで答弁を通す場合に、なぜそこが守秘義務にあたるのか、それ以上の情報を出せない理由は何なのかということも併せて私たちにお示しいただくと、市の業務が適正に執行されていることが市民の方にも伝わるのではないかと思います。

○白倉教育部長

ご指摘どうもありがとうございました。

守秘義務というところでは、私たち公務員は様々な仕事をしております。その中で、知りえた情報を出していいかいけないかということも出てきます。また、情報公開条例等において公開できない内容というのも出てきますので、そのような中で一番大きなものとしては、個人情報を我々が知りえた際に、一般的には守秘義務の対象になってきて、第三者の方には言えないことであります。こういう議会等で個人の話について私どもが言ってしまいますと、地方公務員法違反

になってしまうということがありますので、やはり今回のように、守秘義務という言葉での対応を取らせていただいたところがございます。そういう場合については、やはり一般的にというところで少し大きな形での説明ということで、何とかご理解していただけるように答弁のほうは作らせていただいているところがございます。

○古川教育長

山口委員、よろしいですか。

○山口委員

ごもっともだと思います。公務員には公務員の方々のルールがあると思いますし、適正に執行されているものと私も認識しています。しかし、公務員ではない方がこの情報を受け取る時に、もう少し開示してもいいのではないかと、もう少し知りたいという方も当然いらっしゃると思いますので、特に関係する当事者の方には丁寧に説明をしているということを見せていただきたいと思います。公務員の方の常識が、私たち市民にも共通で理解できるというものではありません。議会の中では、この説明が精一杯であることはお話を聞いて十分分かりましたので、関係する方には本当に丁寧に説明していただくようお願いしたいと思います。

○古川教育長

ご指導いただきましたので、ぜひ事務局のほうもよろしくお願ひいたします。

では、ほかにもございますでしょうか。

○青木委員

資料No.5の公民館事業実績について、令和3年度の実績ということで、コロナ禍でありながら、オンラインを利用したり、状況を考慮しつつ本当に多彩な事業を開催していただけていることが読み取れました。いろいろな方面から分析されていて、今後の事業を考える際に大変役立つ資料になっていると思いました。

その中で、応募者に対して大変たくさんの方が講座に参加できていないと感じました。もちろん、コロナ禍で人数を制限しているのも、そうなのだと思いますし、地域性もあるかもしれません。人気の講座はある程度分かると思いますので、ほかの館でも実施することや、同じ館で回数を増やすなど、何らかの形で、参加できていない人が参加できるような方法を考えていただけたら良いと思いました。

特に、子育てに関する講座を受けたい人というのは、今まさに子育てをしている人です。子どもと一緒に参加できる、子どもについての悩みを解決できるような講座というのは、応募しても参加できない方が多かったような気がします。1回限りではなく回数を増やしたり、館を変えたりしながら、そういう人たちのニーズに応じて開催していただけると良いと思いました。

また、13ページの子どもの学習室としての利用で、3年度はコロナ禍ということで人も来な

かったのかもしれませんが、表を見ると、館によってすごく差があり、夏休みに解放されている学習室の利用があってもいいのではないかと思いました。冷房も入っており、学習環境としてはいいと思います。ある程度間隔を取って座っていたり、みんな静かに勉強している様子を見たことがあります。おそらく中学生が多く、結構長い時間開いていると思いますので、1日平均が1に満たないような館は、学校を通して案内をしていくと、子どもたちに勉強できる環境があるということをもっと伝えていくことができると思います。

15ページの視聴覚ライブラリーの利用状況のところ、フィルム等とありますが、これは公民館が保有していて、公民館を借りたときに、そこで見ることができるという意味でしょうか。

また、保有しているものの内容は、どこかで確認できるものなのでしょうか。

○季高中央公民館長

ご要望いただきました人気講座のフォローでございますが、各方面からご指摘をいただいております。私どもも、事業企画委員会の皆様に企画していただいた講座を翌年実施していることから、今年人気があったものが、来年は違う企画が実施されてしまうというジレンマがございます。ただ、情報をうまく共有しながら、人気のある講座はまた実施するとか、もしくは、応募に落選された方については、サークルにご案内するとか、そういった工夫も研究してまいりたいと存じます。

子どもの夏休み学習室でございますが、チラシなどで学校にもご案内していますが、再度確認して、情報提供の仕方については工夫してまいりたいと存じます。

視聴覚ライブラリーのフィルムでございますが、公民館にお越しいただければ、内容についてご案内できます。

また、16ミリフィルムは、好きな方にとってはとても貴重なものようで、お借りいただいておりますという状況でございます。公民館でなくてもお貸出しすることは可能となっております。

○青木委員

フィルムは、利用件数に対して、利用できる人の人数が多いので、そういうものを活用すれば、もっと人が集まって何かできるのではないかと思いました。DVDもそうですが、利用した人は、それを一緒に見た人ということになると思いますので、せっかくこれだけ所有があるのでしたら、それらを活用した集まりなどを計画できるということを知ってもらえると、また公民館の利用も広がるのではないかと思いました。

もう一件、先ほどの夏休みの学習室です。おそらく手紙が配られると思いますが、手紙を配っても、目を通さない子もいますので、先生から一言、ここで勉強ができるよという言葉をかけていただくと、子どもたちの意識が向くのではないかと思います。単に配布するだけでなく一言でも声をかけていただくと、もう少し子ども中の意識に浸透するかと思いますので、よろしくお願ひします。

○季高中央公民館長

ご意見ありがとうございます。

ご案内の方法については、校長先生などにもお声かけするなど、工夫をしてみたいと存じます。ありがとうございました。

○丸山委員

私も公民館の事業実績について、一つ質問です。自主グループに発展したものが幾つかあるのですが、これは例年に比べてどうなのでしょう。

また、Z o o m等のオンライン会議システムを使用した講座が多くなっています。おそらく、オンラインでの使い方やその他の問題などが出てきていると思うのですが、それについてどのように対処しているのか教えてください。

○季高中央公民館長

自主サークル化でございますが、令和3年度につきましては、14サークルでございました。令和2年度は11サークル、令和元年度は17サークル、平成30年度は20サークル。やはり、コロナという影響もあって若干減少ございましたけれども、少し上向いてきたと受け止めてございます。

オンラインの講座でございますが、使い方ですが、主に、私どもはハイブリッドと言っていますが、Z o o m上で参加される方とリアルで参加される方の融合型がほとんどでございました。ただ、人手と手間がかかるため、少し厳しいと認識してございます。講座を進行する担当者とZ o o mの担当者と、二人ないし三人は必要になりますので、その3人がZ o o mに精通していななくなかなかうまくいかないという点がございます。Z o o mだけということになると、中には顔を一切出さないで参加されて、講師の先生が話しぶりですとか、そういったこともございましたが、オンライン会議システムのみで行う場合のほうが、講座としては非常に複雑にならずに進めることができます。

ただ、この回数には入れておりませんが、昨年、北海道の小平町の職員に遠方から講師としてZ o o mで参加していただいたケースがございました。また、神奈川県や千葉県の先生に遠方から講師として参加していただくという、そういった距離を感じさせない利便性というのは大きいと考えておりますので、今後も使い方については工夫したいと思っております。

また、友・遊子どもまつりを昨年度はオンラインのみで実施いたしました。公民館で折り紙の先生の手元をカメラで追いかけるものと、先生をカメラで追いかける、カメラを2台用意して、画面越しに子どもたちが折り紙を勉強したものと、同様にして、ドーナツづくりに挑戦していただいたものがございました。これは盛況で、また、子どもたちも画面に出てきて先生と交流ができたのは、非常にいい企画だったと思っております。今年度も折り紙については、オンラインを検討しているところでございます。

○丸山委員

自主グループが発展すると、自主的な市民主体の生涯学習が可能になりますので、自主グループに発展する流れというのをぜひつくっていただきたいと思います。

オンラインに関しては、公民館というのは、人が集うことに意義があると私も思うのですが、お話聞いていると、ハイブリッドで実際にそこに行けなくても参加できる、講座を聞くことができるという人もいますので、多少大変でも、ハイブリッドも併せてやっていただきたいと思います。友・遊の折り紙講座など、公民館がいろいろ工夫をして公民館活動を展開されているという話が聞けてよかったです。今後ともよろしくお願いします。

○古川教育長

三町委員は何かございますか。

○三町教育長職務代理者

資料4の指定学校変更の許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正についてと、公民館と図書館それぞれについてお聞きしたいと思います。

まず、調整区域の解除について、今回だけのことではないのでしょうか、例えば今回だと、本来は十一小だったが五小に行っているというパターンについて、これからは全員が十一小という形になっています。姉や兄が選択可能な五小に行っていて、切り替わってしまった場合、下の子は十一小に行かなければいけないのか。兄弟がいる場合は同じ学校に行けるなどの配慮があるのかどうか。

次に、公民館ですが、先ほどの青木委員の話と同じことを言おうと思っていました。ジュニア講座を見ると、応募に対して実際に受講できる子は3分の1になっていますが、各館の差が激しいです。ほぼ定数どおりの館もあるため、これはどういうふうに理解すればいいのか。主な対象は小学校だと思うのですが、公民館と小学校の連携はどうなっているのか。そういうところをどのように分析されているのか教えてください。

次に、図書館については二つあります。

一つは、蔵書数が減っているということで、処分した冊数はそれほど増えておらず、大量に処分してもいない。予算の関係で購入冊数が少なくなって蔵書数が減ってしまったのか、この理由をお聞きしたいというのが1点目です。

2点目は、学校との関係です。学級文庫について、前年はコロナの関係もあって、どの学校も増えていないという状況でしたが、令和3年度は大分学級文庫が増えています。ただ、小学校の3校だけ希望していなかった。これについて、必要がないから希望していなかったのかなど、どのように分析されているのか教えてください。

○古川教育長

では、まず調整区域の件で。

○飯島学務課長

兄、姉がいる場合は、下のお子さんが卒業するまで、兄、姉と同じ学校に通うことが可能となっております。今回、令和5年1月に調整区域を解除いたしますけれども、その後も、経過措置という形で、兄、姉が小平第五小学校に通っている場合は、下の子ども小平第五小学校に通うことができます。

○季高中央公民館長

ジュニア講座についての分析でございますが、全体像としては、ジュニアの応募者は、今年度は964人で、前年度比845人増。受講者は333人、前年度比285人増。これは前年度、コロナの影響で非常に多くの子どもがジュニア講座を受けなかったという側面がございます。それから、令和3年度は、夏休み期間中がまん延防止期間ということで、活動が非常に制限されていた中で、近場を希望されたご家族が多かったというふうに全体的には見ておりました。ただ、館によって、確かにむらがあるという点については、私どもも研究しなければならないと思っておりますが、比較的、工作ものなどは人気があるかと思えば、館によっては、あまり多くないところもございます。これは少し研究していきたいと思えます。各館とも近隣の小学校にはチラシをお配りするなどの工夫はしているところでございますが、前回の委員会でもご指摘いただきましたSNSの活用ですとか、そういったことも今年度は積極的に取り組むようにしておりますので、さらに進めていきたいと考えております。

○利光中央図書館長

まず、図書館の蔵書の関係でございます。令和3年度におきましては、委員ご指摘のとおり、予算的なところで全体的に広く薄く減ってございまして、実績としても薄くなっています。4年度につきましては、図書関係の購入費につきましては、令和2年度に近い金額に戻しておりますので、4年度については、少し増えていく予定です。

それから、学級文庫の関係でございますけれども、令和2年度に全て提供ができなかったということがございまして、一部の学校で活用できていないところが出てきていると捉えております。これにつきまして、また引き続きご利用していただけるよう呼びかけてまいります。

○三町教育長職務代理者

区域外就学に関することと図書館に関することは理解しました。公民館については、やはり、公民館の位置や、小学校の関係だと思っております。例えば、8ページの花小金井南公民館では、定数が10や7に対して、46や53。それに対して、仲町公民館は結構いい場所にあるとは思っておりますが、数字は美しいぐらいに定数に対して応募と受講がぴったり。あまりにも差が大きいので、やはり各館でほかの公民館との比較や、自分たちの働きかけを分析していただきたい。ニーズは絶対にあると思えますので、そのニーズ応えられる、あるいは掘り起こせばどんどん参加者が増えていくとも感じますので、ぜひ積極的にやっていただけたらと思えます。これはぜひお願

いしたいと思います。

○季高中央公民館長

ありがとうございます。

来月の分館長会議で、ご指摘いただいたとおり情報を共有いたしまして、全館長と工夫の方法を考えてみたいと思います。ありがとうございました。

○青木委員

図書館について、5ページのWeb館についてご説明ください。

○利光中央図書館長

5ページのWeb館は、分かりにくい表現で大変恐縮でございます。この表中左側に各図書館名を列記している部分が、館別の貸出者数の数値でございます。Web館は、インターネット上で貸出しの予約を延長したものがこの数字に入ってきています。

○青木委員

分かりました。

電子書籍などを購入されたのか、それであれば蔵書はどれくらいあるのかと思ったのですが、理解いたしました。

○山口委員

公民館事業と図書館事業について、皆さんのやりとりを聞いて私も応援したくなりました。

公民館事業に関しては、ここ丸2年、活動ができないストレスを抱えていた市民の方も大変多いと思いますし、その中でオンラインによる講座などを実施して、生涯学習とは何なのか、人とつながるとはどういうことなのか、ということも多くの方が考える機会になったと思います。公民館講座を実施していただいて、知識を市民に還元していただくのはもちろんなのですが、対話や地域のつながりづくりの中核を担うために公民館に期待されている部分は、今、本当に高まっていると思います。今こそ社会教育、今こそ公民館というか、再構築のときではないかと思っています。

新しい事業を積極的に展開し、新しい人たちをどんどんつなげていってほしいということと、今まで社会教育や地域の中核になって小平を支えてきてくれた人と、全くそういうところに参加したことがない若い世代をつなげるような方法でぜひ展開していただきたいと思いました。例えば、先ほど夏の学習教室の話もありましたが、子どもたちが勉強しているところに地域の民生委員の方が何かのついでに顔を出してくださるとか、学校の先生が帰りに立ち寄って声をかけてくださるといっただけで、子どもたちの居場所という意味でも有効性がかなり上がると思いますし、地域のつながりもできると思います。指摘があったように、利用したいというニーズ

に対して、供給が追いついていないということですから、これからもどんどん活性化して行って、新しい時代の公民館事業をしていただきたいというのが公民館事業へのエールです。

もう一点、図書館事業についてです。電子書籍なども出てきている社会情勢もありますので、一概に貸出しの増減だけではいろいろなことは判断できないと思うのですが、そういう時代だからこそ、本を手にとることの意義や図書館の在り方については、今後ますます個性や熱意が問われるところではないかと思えます。個性や熱意はどこで見せるのかというと、図書館事業だと思います。例えばティーンズ委員会は、年齢別の利用状況が低い世代に直接アプローチして、そのまま継続的にプロジェクトに関わりながら同世代の読書推進を図るということで、小平市の特徴的な事業の一つだと私は認識しています。こういった事業が図書館事業の中にあるわけですから、積極的に発展を後押しするよう事業展開して行っていただきたいと感じました。

○季高中央公民館長

ありがとうございます。

ご指摘のとおり、コロナ禍で学びを止めないということは、学校教育だけではなく、社会教育の世界でも言われていたことでしたので、令和3年度につきましては、比較的そのような中でもできたかなと自負しております。

その中で、地域との連携ということでは、コミュニティ・スクールには、それぞれ地域の分館長が委員に入れていただいたり、また、公民館の事業企画委員に校長先生にご参加いただく、民生委員さんにも参加いただくなど、そういったネットワークを今構築しているところでございます。このネットワークを大切にしながら、より地域との連携に努めていきたいと考えております。

○利光中央図書館長

ありがとうございます。

委員おっしゃられていたように、図書館の利用というのは、どんどん変化をしてきている時代でございます。図書館の利用状況は、小平市に限らず全国的に言えることといたしまして、小学生以下の利用が多いという一つの山がありまして、それから、中高生、あるいは大学生、それから現役世代の利用が少なく、60代以降の方が多くなり、一つの山になっているというM字型のような形になっております。

先ほどおっしゃられました、ティーンズ委員会というのは、M字型の谷間のところを対象とした事業でございます。電子書籍などに関しましても、既に導入をされている市などの状況を伺ってみますと、一番利用が多い層というのが谷間の40代や50代が多いという傾向が出ているようです。様々な事業を組み合わせることで、全体的に図書館の魅力が増していくものと捉えておりますので、今後も研究を進めていきたいと思っております。

○古川教育長

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

(議案)

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

はじめに、議案第6号、小平市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

議案第6号、小平市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案の内容は、小平第八小学校と花小金井小学校の通学区域である花小金井南町1丁目3番について、隣接する大規模開発の住居番号が確定し、周辺一帯の建物の住居番号による区別が可能となったため、表記を建物名から住居番号へ改正するものでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第6号、小平市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。3時45分まで休憩いたします。

午後3時29分 休憩